「転出入について」

**転出入について**

転校手続きは、豊橋市役所で住民異動の手続きと同時に行います。

転校することが分かった時点で随時、

1.学校に転校の旨を連絡する。

（校区内で転居し、転校しない場合も学校にお知らせください）

2.市役所で住民異動の手続きと一緒に、転校の手続きを行う。

の２点を行ってください。上記の手続きを行った後に、学校での手続きを行います。

※住民異動の手続きについては以下の点にご注意ください。（豊橋市役所の場合）

・１階市民課又は市民窓口センターで手続きを行います。

・手続き期間の目安

|  |  |
| --- | --- |
| 届出の種類 | 届出期間の目安 |
| 市外から転入 | 引っ越し後速やかに |
| 市外への転出 | 転出するおおむね２週間前から |
| 市内での転居 | 引っ越し後速やかに |

・手続きについては、身分証明書（免許証等）やその他必要なものがあります。下記の豊橋市役所ホームページでご確認ください。

>>>住民登録の届出（豊橋市HP）

※転校手続きの大まかな流れを知りたい方は下記を参考にしてください。

>>>転校の手続きについて（豊橋市HP）

>>>転校の流れ（PDF）